

第5章 計画の推進

1. 推進体制

人権をめぐるさまざまな問題を確実に解決し、人権尊重が確立した太田市を築き上げるには、単に人権をスローガンに終わらせることなく、目に見える形でこれを実現していくよう、強力に推進しなければなりません。このため本市は太田市人権施策推進本部のもと、人権尊重のまちづくりをめざし、全庁体制で取り組み、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発にかかる施策を推進します。

2. 関係機関・団体等との連携

この基本計画に基づき、人権教育・啓発を効果的に推進するためには、国（前橋地方法務局等）・県・他市町村と相互の連携を図ることが大切であり、そのためには公的機関だけではなく、NPOをはじめとする民間団体や企業、関係諸団体との意見交換や連絡調整・連携を大切にし、情報や機会の提供など機能と効率を高めていくよう努めます。

3. 相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は人権教育・啓発と並んで、重要な取り組み課題です。また、市民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。そのため、国・県や近隣市町村・市民との連携・協働を図りながら、相談・支援に関する取り組みの充実に努めます。

4. 進行管理と見直し

この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応し、必要に応じて見直すこととします。また本計画に基づく施策については、その内容、方法、必要性等を検証し、施策の再構築を図っていきます。さらに施策の成果等については、定期的に点検を行うとともに、市民意識の変化や国の動向など、今後の社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて本計画を見直すこととします。